

2024年7月16日

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
旭化成株式会社
代表取締役 工藤 幸四郎

吸収分割に関する事前開示事項
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める書面)

当社は、旭化成バッテリーセパレータ株式会社（住所：東京都千代田区有楽町一丁目1番2号。以下「AKBSC」といいます。）との間で、当社を吸収分割会社、AKBSCを吸収分割承継会社とし、2024年10月1日を効力発生日として、当社の事業のうちリチウムイオン電池用セパレータ「ハイポア[™]」事業に関する権利義務をAKBSCに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）に関する契約を締結いたしました。

本吸収分割に関する事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）
吸収分割契約書の内容は、別紙1のとおりです。
2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）
 - (1) 本吸収分割に際して、AKBSCの当社に対する本吸収分割の対価は、同社の普通株式1万株を予定しています。かかる取扱いについては、AKBSCが当社の完全子会社であること及び本吸収分割により承継される権利義務の内容等を総合的に勘案し、当社及びAKBSC間における協議を経て決定されたものであり、相当であると判断しております。
 - (2) 本吸収分割により増加するAKBSCの資本金及び準備金の額は以下のとおりであり、これは、AKBSCが当社の完全子会社であること及び本吸収分割により承継される権利義務の内容等を総合的に勘案した上で会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しております。
 - ① 資本金の増加額 5億円
 - ② 資本準備金の増加額 1億2500万円
 - ③ 利益準備金の額 変動しない。

3. 会社分割と同時に行う剰余金の配当等に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 2 号）
該当事項はありません。

4. 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）
該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

最終事業年度に係る計算書類等の内容は、別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号）

スウェーデンの製薬企業である **Calliditas Therapeutics AB**（本社：スウェーデン ストックホルム、CEO：Renée Aguiar-Lucander、以下「**Calliditas**（カリディタス）社」といいます。）の買収について

(1) 当社は、ヘルスケア領域の中でも医薬事業については、免疫・移植の周辺疾患領域にフォーカスし、グローバルで事業を拡大する方針です。なお、『中期経営計画 2024～Be a Trailblazer～』においては、次なる成長を牽引する事業である 10 の **Growth Gears(GG10)**の 1 つに「グローバルスペシャリティファーマ」を掲げ、さらなる成長加速を目指してきました。特に、世界最大の市場である米国においては、**Veloxis** 社の事業基盤を最大限に活用し、事業展開の強化を進めることが重要だと考えており、当社の成長戦略の実行に資する事業基盤の獲得機会を模索してきました。

Calliditas 社は医薬市場のアンメットニーズに応えるための治療法の研究・開発に注力しており、業界でも信用力の高い経営陣が牽引するスペシャリティ製薬会社です。**Calliditas** 社の主力製品である **Tarpeyo**(タルペーヨ)は、疾患進行のリスクがある原発性 **IgA** 腎症の腎機能低下を抑制することで病状の進行を防ぐことが示された、現在当該疾患を対象として承認・販売されている唯一の医薬品であり、当社製品や開発パイプラインの事業領域や地域を補完する医薬品であると考えています。

当社は本買収を通じて、**Calliditas** 社が保有する事業資産や人財の活用によってポテンシャルを最大限に活かし、グローバルスペシャリティファーマとしての進化を加速できると考えています。

当社は、本買収により以下の実現を目指します。

- ・ 米国での腎疾患及び自己免疫疾患における販売体制の拡充により、米国市場でのプレゼンスを確立する
- ・ 欧州でのプレゼンスを確立し、初期には研究開発活動に専念する
- ・ グローバルスペシャリティファーマとしてのプラットフォームを活用し、新たな医薬品や開発パイプラインの導入機会を拡充する

(2) 本買収の概要

①公開買付け者

旭化成株式会社

②公開買付けの対象会社

Calliditas 社

③公開買付け期間(予定)

2024年7月18日に公開買付け開始

公開買付けに関するオファードキュメント(公開買付け届出書)が、スウェーデン金融監督庁である Swedish Financial Supervisory Authority(SFSA)に承認され次第、本公開買付けを開始する予定です。

米国預託証券の公開買付けの開始に係る書類は、上記 SFSA へ提出されるものと同時に米国証券取引委員会(SEC)に提出される予定です。

④公開買付け価格

1株当たり 208 スウェーデンクローナ(約 3,076 円)、米国預託証券の1株当たり 416 スウェーデンクローナ(1 スウェーデンクローナ=14.7906 円(5月27日付為替レート)で換算)米国預託証券1株はストックホルム上場普通株式の2株に該当するため、米国預託証券の1株当たり価格は、ストックホルム上場株の価格の2倍となっています。本公開買付け価格のプレミアム水準は以下のとおりです。

- ・ ナスダック・ストックホルム市場における Calliditas 社株式の 2024 年 5 月 27 日の終値 113.6 スウェーデンクローナに対して 83%
- ・ ナスダック・ストックホルム市場における Calliditas 社株式の 2024 年 5 月 27 日を含む直近 30 取引日の終値の取引高加重平均 113.4 スウェーデンクローナに対して 83%
- ・ ナスダック・グローバル・セレクト市場における米国預託証券の 2024 年 5 月 24 日の終値 22.42 米ドルに対して 74%、ナスダック・グローバル・セレクト市場における米国預託証券の 2024 年 5 月 24 日を含む直近 30 取引日の終値の取引高加重平均 20.42 米ドルに対して 91%(※3)

※3 1米ドル=10.64281 スウェーデンクローナ(5月27日付為替レート)で換算

⑤公開買付けに要する資金

総額約 118 億スウェーデンクローナ(約 1,739 億円、53,672,069 株を基準として計算)

を予定しています。

Calliditas 社の株主、または米国預託証券の株主に対して払われる公開買付け価格総額の資金には、手元現金を充当する予定です。

⑥ 下限応募株式数

Calliditas 社の発行済普通株式総数(自己株式を除く)の 90%以上の応募を、本公開買付けの成立の前提条件としています。当社は、本公開買付け前提条件の一部又は全部が充足されていない場合においても、より低い応募株式数での本公開買付けの完了を含めて、自らの判断において前提条件を放棄し、本公開買付けを実施する権利を有していません。

7. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

(1) 当社

当社の最終事業年度末日（2024 年 3 月末日）現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ 1,967,465 百万円及び 1,341,855 百万円であるところ、本吸収分割後において、当社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれます。

また、本吸収分割後の当社の収益状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。

以上より、本吸収分割後においても、当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

(2) AKBSC

AKBSC の最終事業年度に係る計算書類等の内容は別紙 2 記載のとおりで、本吸収分割により効力発生日において当社が AKBSC に承継させる予定の資産及び負債の額（2024 年 3 月末日現在）はそれぞれ約 1,398 億円及び約 164 億円であり、同日以降現在に至るまで、これらの額に大きな変動は生じておらず、効力発生日までにこれらの額が大きく変動することも現在のところ予測されていないため、本吸収分割後において、AKBSC の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれます。

また、本吸収分割後の AKBSC の収益状況について、AKBSC の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。以上より、本吸収分割後においても債務の履行の見込みがあると判断いたしました。

以上

別紙 1 吸収分割契約書

(添付のとおり)

別紙2 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等

(添付のとおり)



吸収分割契約書

旭化成株式会社（以下「甲」という。）及び旭コミュニケーション株式会社（以下「乙」という。）は、甲が営む事業のうち、別紙1「承継対象組織」記載の組織が営むリチウムイオン電池用セパレータに係る事業（以下「本件事業」という。）についての権利義務を乙が承継する吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（分割当事会社の商号及び住所）

本件吸収分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商号：旭化成株式会社

住所：東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商号：旭コミュニケーション株式会社

住所：東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

第2条（本件吸収分割）

甲は、本契約に定めるところに従い、第6条に規定する効力発生日において、本件事業に関して甲が有する次条に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第3条（本件吸収分割により承継する権利義務）

1. 甲が本件吸収分割により乙に承継させる資産、債務、契約その他の権利義務（以下「本件承継権利義務」という。）は、効力発生日における別紙2「承継権利義務明細表」に記載の権利義務とする。なお、本件承継権利義務の承継につき関係官庁その他の関係者の許認可、承諾、同意等を要するものについては、当該許認可、承諾、同意等の取得を条件とする。
2. 前項により甲から乙に承継される債務については、免責的債務引受けの方法によるものとする。
3. 甲及び乙は、本件承継権利義務のうち、その移転のために、登記、登録、通知、承諾その他の手続をその移転又は対抗要件具備のために必要とする場合には、必要に応じて、相互に協力するものとする。なお、かかる手続に要する費用（公租公課を含む。）については、自らが実施する手続に係る費用を各自が負担するものとする。

第4条（本件吸収分割の対価）

乙は、本件吸収分割に際して、普通株式1万株を発行し、そのすべてを甲に割り当て、交付する。

第5条（乙の資本金及び資本準備金）

本件吸収分割による乙における資本金及び準備金の額の増加額は次のとおりとする。

- (1) 資本金の増加額 5億円
- (2) 資本準備金の増加額 1億2500万円
- (3) 利益準備金の額 変動しない。

第6条（効力発生日）

1. 本件吸収分割の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2024年10月1日とする。
2. 前項の規定にかかわらず、本件吸収分割に係る手続上その他の事由により必要な場合には、甲及び乙の合意により、前項に規定する本件吸収分割の効力発生日を変更することができる。

第7条（株主総会の承認決議等）

1. 甲は、会社法に定める簡易分割の規定により、本契約について株主総会の承認を受けることなく本件吸収分割を行う。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、株主総会において、本契約の承認決議を得るものとする。
3. 甲及び乙は、前二項に規定する他、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行うものとする。

第8条（善管注意義務）

甲は、本契約締結後効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって本件事業を運営するものとする。

第9条（解除等）

1. 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日までの間、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本件吸収分割の実行に重大な支障が生じた場合には、甲及び乙の協議の上、本契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、相手方に重大な本契約違反があった場合には、相手方に書面で通知することにより、本契約を解除することができる。

第10条（契約の効力）

本契約は、第7条第2項に定める乙の株主総会の承認及び関連法令に基づき要求される監督官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第11条（協議）

本契約で規定するものの他、本件吸収分割に関して必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

第12条（管轄）

甲及び乙は、本契約に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（以下、余白）

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2024年6月4日

(甲)

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

旭化成株式会社

代表取締役 工藤 幸四郎



(乙)

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

旭コミュニケーション株式会社

代表取締役 高山 陽介



(別紙1)

承継対象組織

- 環境ソリューション事業本部 セパレータ事業企画部 業務室
- 環境ソリューション事業本部 電池材料事業部

(別紙2)

承継権利義務明細表

本件吸収分割により乙が甲より承継する資産、負債、契約その他の権利義務は、以下のとおりとする。

1. 資産

(1) 流動資産

本件事業に関する現預金、売掛債権、貯蔵品、前払費用及びその他の流動資産の全て

(2) 固定資産

本件事業に関する有形固定資産及び無形固定資産の全て

(3) 株式

Asahi Kasei E-materials Korea Inc. 及び ES Materials Holdings Corporation (商号変更により本契約締結時の商号は Asahi Kasei Battery Separator North America, Inc) の株式の全て

2. 債務

本件事業に関する流動負債及び固定負債の全て

3. 承継するその他の権利義務

本件事業に関して甲が取引先との間で締結している全ての契約上の地位及び権利義務



事業報告

(2024年1月25日から2024年3月31日まで)

当社は親会社である旭化成株式会社のリチウムイオン電池用セパレータ事業を承継して事業活動を行うための子会社として設立されおり、今期において当該事業の承継が完了していないため、営業活動を開始していない。

貸借対照表及び個別注記表

第1期

(2024年1月25日から2024年3月31日まで)

旭化成バッテリーセパレータ株式会社

(第1期)

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

旭化成バッテリーセパレータ株式会社

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	1 円	(純 資 産 の 部)	1 円
流 動 資 産	1	株 主 資 本	1
現 金 及 び 預 金	1	資 本 金	1
資 産 合 計	1	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1

(第1期)

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

記載金額は、円単位に表示しております。

(当期純損益金額)

当期は収益及び費用ともに発生がなく、当期純損益は0円

(第1期)

損 益 計 算 書

2024年1月25日から

2024年3月31日まで

旭化成バッテリーセパレータ株式会社

科 目	金 額 (円)
売上高	—
売上原価	—
売上総利益	—
販売費及び一般管理費	—
営業利益	—
経常利益	—
税引前当期純利益	—
当期純利益	—

(第1期)

株主資本等変動計算書

2024年1月25日から
2024年3月31日まで

旭化成バッテリーセパレータ株式会社

(単位：円)	株主資本		純資産合計
	資本金	株主資本合計	
当期首残高	-	-	-
事業年度中の変動額			
新株の発行	1	1	1
事業年度中の変動額合計	1	1	1
当期末残高	1	1	1